

## 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

### (3) 鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

#### ※記載方法

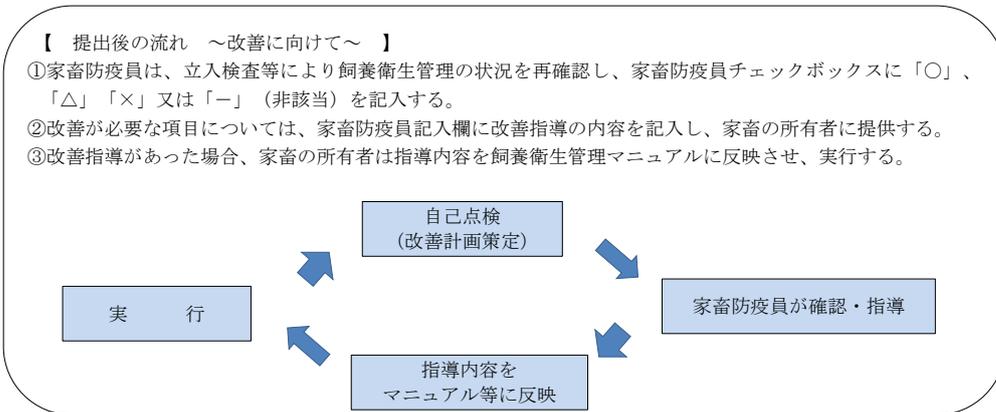
- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1から33までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」にチェックを付けること。
- ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項にチェックを付けること。
- ・「一部できている」「できていない」と回答した項目については、記入欄に一部できている項目のうち、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記載すること。

#### 【 評価基準の目安 】

- できている：項目の内容が遵守できている場合
- 一部できている：できている項目とできていない項目が両方ある場合
- できていない：項目の内容が不遵守の場合

#### 【 提出後の流れ ～改善に向けて～ 】

- ①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「○」、「△」「×」又は「-」（非該当）を記入する。
- ②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
- ③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。



#### ●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全33項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のI～IVに体系化しながら、分類している。

- I 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～14】
- II 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目15～21】
- III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目22～28】
- IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目29～33】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

分類	感染源 種類（代表例）	対策の実施場所（衛生管理区域内）				
		境界		敷地	関連施設	家きん舎
		入域時	出域時			
人	従業員、外部者	15、16、17、18	29			22、23
物品	車両、重機	19	30			24
	器具、機材	20	31、32	28	24	24
	飼料、敷料	26				26
野生動物	ねずみ、たぬき			28	25、26、27	25、26、27
	野鳥				25、26	25、26
	はえ、ダニ				25、27	25、27
飼養環境	土壌、粉塵			28	28	28
家畜	死体、排せつ物		14、32		25	25
	鶏その他家きん	14	14、32、33			14、32、33

農場名： \_\_\_\_\_

回答記入例  
 できている     一部できている     できていない

※「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」から1つ選択

I 家畜防疫に関する基本的事項					家畜防疫員 チェック ボックス
1 家さんの所有者の責務					
①関係法令を遵守している。 <small>(関係法令の例)</small> ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない		
②農場の所在地域で飼養されている家さんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 <small>(協力者の例)</small> ・地域の他の家畜の所有者(飼養衛生管理者) ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない		
③(所有者以外に飼養衛生管理者がある場合)飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"><input type="checkbox"/> 該当しない</div>	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない		
<b>【記入欄】</b> ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。					
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認するとともに、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。 <small>(情報の把握方法例)</small> ・メール ・広報誌 ・FAX ・ウェブサイト	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない		
②家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない		
③家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない		
<b>【記入欄】</b> ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。					
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底					
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 <small>※飼養衛生管理マニュアルの必要事項</small> (1)従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2)海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3)海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込みを含む。)に関する注意喚起 (4)衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の最新の防疫体制を確保できる平面図 (5)農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (6)可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (7)持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (8)野生動物の衛生管理区域への侵入防止 (9)手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに農場における防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 <small>※飼養衛生管理マニュアルの写しを添付</small>	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない		
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない		
③家さんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者等に周知徹底している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部 できている	<input type="checkbox"/> できていない		
<b>【記入欄】</b> ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。					



6 獣医師等の健康管理指導				
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家きんの健康管理について指導を受けている。 ※診療施設に家畜保健衛生所を含む		<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください				
担当の獣医師の氏名				
担当の診療施設の名称				
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備				
●家きんの所有者は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが過去に複数事例発生しているなど家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下、「大臣指定地域」という。）において追加措置を講じていることとなる10及び21について、平時からその取組内容を習熟している。		<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
10 消毒等の実施に備えた措置				
●大臣指定地域にあつては、法第三十条（※）の規定に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、消毒薬の備蓄その他の必要な準備措置を講じていること。 ※都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。		<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
21 農場周辺の状況把握				
●大臣指定地域に所在する農場においては、農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、大臣指定地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討している。		<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				
8 衛生管理区域の設定				
①農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。 （衛生管理区域境界の明確化方法例） ・消石灰帯 ・柵 ・ロープ ・三角コーン ・垣根（プランター）		<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。 ※家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。		<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③出入口の数を必要最小限とし、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。		<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。				

11 埋却等に備えた措置			
<p>●以下の（１）～（３）いずれかの措置を行っている。</p> <p>※以下の（１）～（３）のいずれかの資料を添付                  (1) 死体の処理に必要な埋却地を確保している。                  ア 埋却用地の所在地                  イ 埋却用地が自己の所有する土地でない場合                  ・その所有者の氏名又は名称                  ・当該土地の利用に関する契約の内容                  ウ 埋却用地の面積・利用状況                  エ 農場から埋却用地までの距離                  オ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無                  カ オの説明に対する当該関係者の承諾の有無                  キ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項                  (2) 死体の処理に必要な焼却施設を確保している。                  ア 焼却施設の名称・所在地                  イ 農場から焼却施設までの距離                  ウ 焼却施設の近隣住民その他の関係者への焼却の実施に関する説明の有無                  エ ウの説明に対する当該関係者の承諾の有無                  (3) 埋却地・焼却施設の確保が困難な場合は、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県知事が求める取組を行っている。</p>			
<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	

【記入欄】 ※「できている」「一部できている」の場合は回答してください

措置の内容

埋却地の確保  焼却のための取組

都道府県知事が求める取組（土地の確保に係る措置・焼却のための施設又は機械の利用に係る措置・化製のための施設又は機械の利用に係る措置）

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

12 愛玩動物の飼育禁止			
<p>●衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。                  ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。</p>			
<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			

13 密飼いの防止			
<p>●家さんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家さんを飼養していない。                  ※以下の資料を添付                  家さん舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに〇㎡/羽）を記載した資料</p>			
<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			

14 飼養する家さんの健康観察			
①毎日、飼養する家さんの健康観察（ふ化及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。			
<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
②他の農場等から家さんを導入する場合には、導入元の農場等における家さんの伝染性疾患の発生状況、導入する家さんの健康状態の確認等を行い、健康な家さんを導入している。			
<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③導入した家さんが伝染病を疑う異状を示さないことを確認するまでの間、他の家さんと直接接させないようにしている。 〈隔離方法の例〉 ・隔離ケージ ・オールアウト後の家さん舎			
<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
④家さんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家さんの健康状態を確認している。			
<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない	
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			











32 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

①特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> できていない
②（従業員がいる場合）従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない
③（特定症状が確認された場合）農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない
④（特定症状が確認された場合）衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている <input type="checkbox"/> できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

33 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止

※従業員がいる場合には、以下①～④について従業員も同様の対応がとれるよう、従業員に対する周知が行われている必要がある。

①特定症状以外の異状であって、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該家きんが監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家きんの出荷及び移動を行っていない。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③（当該家きんが監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
④（飼養する家きんにその他の特定症状以外の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない

【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ）  
 ①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。  
 ②家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名：

確認記録

○年月日：

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名：